令和8年度

主催　三　　重　　県
一般社団法人三重県建築士会

# 被災建築物応急危険度判定士登録講習会開催のご案内

三重県では、発生確率が高まっている南海トラフ地震により、最大で**死者約5万人・全壊・焼失約22万2千棟**という甚大な被害が想定されており、その対策が急務となっています。

こうした状況を踏まえ、県では平成7年度に**被災建築物応急危険度判定士の登録制度**を設けました。令和8年3月末時点で **1,537 名**の方にご登録いただいております。

本制度は、**建築士・特定建築物調査員・1級建築施工管理技士**の資格をお持ちの方を判定士として登録し、地震災害発生時にはボランティアとして被災建築物の危険度を判定していただくことで、余震等による**二次災害の防止**を図るものです。

過去には、熊本地震・大阪府北部地震・能登半島地震の際にも本県から判定活動に参加いただき、大きなご活躍をいただきました。なお、本活動はボランティアによるものであるため、参集要請があった場合でも、**ご家族や勤務先の被災状況・ご自身の体調**等を十分に考慮のうえ、各自の意思でご参加いただく形となっています。

受講資格をお持ちのすべての皆様に、本制度の趣旨をご理解いただき、ぜひ講習会を受講されたうえで**応急危険度判定士**としてご登録いただき、震災後の安全確保にお力添えくださいますよう、心よりお願い申し上げます。

三重県県土整備部建築開発課長　今西　亮一

**●講習会開催方法および開催期間**

| 開催方法 | 開催期間 |
|---|---|
| オンラインによる講習会 | 令和8年11月13日（金）～令和9年1月29日（金） |

※申し込み後に、受講案内、テキスト等を送付しますので、上記期間中に受講案内に記載したアドレスから動画視聴による講習を受講してください。
※更新者の方の受講は任意です。また、過去に三重県被災建築物応急危険度判定士としてご登録をされていた方も、再登録の際の受講は任意であり、再度、認定申請を行っていただければご登録をいただくことが可能となっております。

**●講習内容（予定）※**

| 内　容 | 時　間 |
|---|---|
| １．応急危険度判定士制度について | 約 20 分 |
| ２．応急危険度判定　共通事項<br>及び木造の応急危険度判定基準について | 約 90 分 |
| ３．Ｓ造の応急危険度判定基準について | 約 60 分 |
| ４．ＲＣ造の応急危険度判定基準について | 約 80 分 |

※被災建築物応急危険度判定マニュアルの改訂に伴い講習内容を検討中のため、内容及び時間については、変更になる場合があります。

**◎受講料　無料**

## ●申込み資格

次のいずれかに該当する方
（すでに被災建築物応急危険度判定士として登録済みの方も受講していただけます。※1）
①建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の建築士 （一級・二級・木造建築士）※2
②建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5の特定建築物調査員※3
③建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の1級建築施工管理技士※3

※1 更新者の方の受講は任意です。
※2 建築士試験に合格し、免許を申請中の方も申込みができます。申込書の建築士登録番号の欄には「**申請中**」とお書きください。
※3 特定建築物調査員と１級建築施工管理技士は、免許を保有している方のみが申込資格を認められます。

## ●申込み方法

申込みは県の建築開発課・住宅政策課のホームページe-すまい三重
（https://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/35471031055.htmもしくは右記二次元コード）
から行ってください。受付後、受講案内・テキスト・登録申請書等を送付します。
（検索サイトで「三重県　判定士　登録講習会」と入力し、検索されると便利です。）
※既判定士の方はテキスト及び登録申請書等は送付しません。
※郵送またはFAX、メールにて申込みをされる場合は、別紙の申込書に必要事項を記入のうえ、申込みをしてください。

## ●申込み期間

令和８年11月４日（水）～令和９年１月14日（木）消印有効
※令和8年12月26日（土）～令和9年１月 5日（火）の間は年末年始のため、テキスト等の発送ができません。

## ●被災建築物応急危険度判定士の登録・認定証の発行について

この講習会を受講された方は**「三重県被災建築物応急危険度判定士」として登録**します。
受講後、申請書等を送付していただくことで**「被災建築物応急危険度判定士認定証」**を令和９年４月初旬から順次発行いたします。

## ●問合せ先（郵送・FAX・メール送付先）

**一般社団法人　三重県建築士会**
〒514-0003　津市桜橋2丁目 177-2
Tel.059-226-0109　　Fax.059-225-4281
E-mail：　kenchikushikai-mie@nifty.com

# 「被災建築物応急危険度判定士登録講習会」申込書

No

| □新規　□既判定士 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| フリガナ | | | | 建築士会会員等 | | |
| 氏名 | | | | 会員<br>支部名<br>（　　） | 非会員 | |
| 建築士資格<br>登録番号 | 一級建築士<br>第　　号 | 二級建築士<br>県第　　号 | 木造建築士<br>県第　　号 | 特定建築物調査員<br>第　　号 | 1級建築施工管理技士<br>第　　号 | |
| 住所 | 〒　　－ | | | Tel（　　）　　－ | | |
| E-mail | @ | | | | | |
| 勤務先 住所 | 〒　　－ | | | Tel（　　）　　－ | | |
| 勤務先 E-mail | @ | | | | | |
| 勤務先 名称 | | | | 受講案内等<br>送付先 | 自宅　・　勤務先 | |

※一級・二級等の免許が重複する方は、すべてお書きください。またご記入いただいた事項は、本講習会の運営のみに使用させていただきます。

## 被災建築物応急危険度判定とは

**被災建築物応急危険度判定**とは、地震によって被災した建築物について、余震による倒壊や落下物等から人的被害を防ぐため、建築物の安全性を応急的に判定し、その結果を住民に情報提供する制度です。

資格を持つ判定士が被災建築物を現地調査のうえ、**「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階**で危険度を判定します。

判定活動は緊急を要するため、地震発生後**速やかに**実施されます。この判定は、あくまでも**二次災害防止を目的とした応急的なもの**であり、建築物の最終的な安全性を確定するものではありません。

## 被災建築物応急危険度判定士とは

**被災建築物応急危険度判定士**とは、被災建築物応急危険度判定を行う資格を有する者をいい、建築士等の資格を持つ方を対象に、都道府県が認定する制度です。令和8年3月末時点で、三重県内には**1,537 名**、全国では**約10万4千人**が判定士として登録されています。

地震災害発生後に迅速な判定活動を展開し、全国規模での連携・協力体制を確実に機能させるためには、判定士のさらなる**登録者数の拡大**が不可欠となっています。

## その活動状況は

判定活動は、**被災市町の災害対策本部**が応急危険度判定の実施を必要と判断した時点で開始されます。判定士の皆様には、県内市町からの支援要請はもとより、他県からの派遣要請があった場合にも、判定活動へのご参加をお願いすることがあります。平成23年の東日本大震災では、全国の判定士延べ約9,000 人が活動を行いました。また、平成30年に発生した大阪府北部地震では本県から8名の判定士が、令和6年に発生した能登半島地震では本県から42名の判定士が活動に参加しました。

## 三重県の地震の状況

三重県では令和7年度に**南海トラフ地震被害想定を更新**し、理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合の被害規模が明らかになりました。その想定によると、県内ほぼ全域で**震度6弱以上**の揺れが生じ、津波の高さは最大**26m**に達するとされています。**建物の全壊・焼失は約22．2万棟、死者は最大で約5万人**と想定され、県内にも甚大な被害をもたらすおそれがあります。

さらに、南海トラフ地震の**今後30年以内の発生確率は60%～90%程度以上**とされており、もはや「いつ起きてもおかしくない」状況にあります。こうした切迫した状況を踏まえ、地震への備えとして可能な限りの対策を講じることが急務となっています。

